

長与町農業委員会議事録

令和8年5月25日

長与町農業委員会

令和8年5月農業委員会総会

1. 日時 令和8年5月25日(月) 9時30分から12時00分

2. 場所 長与町役場4階会議室

3. 農業委員会委員 出席委員(11名)

会長	1番	水谷 勉			
委員	2番	崎山 光子	3番	辻田 滋子	4番 原田 正利
	5番	坂本 謙二	6番	栗山 将和	7番 坂口 吉晴
	8番	池田 八千代	10番	柿本 透	11番 山口 多美子
	12番	山中 庄八郎			

4. 農地利用最適化推進委員 出席委員(7名)

1番	池田 洋祐	2番	尾崎 明光	3番	田中 光夫
4番	山口 正則	6番	吉川 直行	7番	谷口 勝久
8番	尾崎 勝文				

5. 農業委員会委員 欠席(1名) 9番 山口 和幸

6. 農地利用最適化推進委員 欠席(1名) 5番 増田 博光

7. 議事日程

第1	議事録署名委員の指名	8番 池田 八千代	10番 柿本 透
第2	第1号議案	農地法第3条の規定による許可申請について	
第3	第2号議案	農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画の意見審議について	
第4	第3号議案	「令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況」の公表について	
第5	第1号報告	農地転用専決処分について	

8. 農業委員会事務局職員

事務局長	荒木 啓二
農政農地係長	森 雅之
農政農地係主査	池原 和人

事務局 それでは、報告にうつります。長与町農業委員会総会規則第6条により、総会は在任委員の過半数の出席をもって成立することとなっております。

本日は、委員12人中11人の出席をいただいておりますので総会が成立することを報告いたします。なお、農地利用最適化推進委員は8人中7人の出席でございます。本日の欠席は、9番 山口 和幸 委員と推進委員の増田 博光 委員です。

では、ここからの議事等の進行を水谷会長お願いいたします。

議長 それでは、令和8年5月の農業委員会総会を開催いたします。

まず、始めに日程第1の農業委員会総会規則第18条の規定により、議事録署名委員を2名、指名いたします。8番 池田 八千代 委員、10番 柿本 透 委員を指名いたします。

日程第2 本日は

第1号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」が2件。第2号議案「農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画の意見審議について」が3件。第3号議案「令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況」の公表について。報告事項は、「農地転用専決処分の報告」が2件と行事報告を予定しております。

それでは、日程第2 提出された議案の審議に入ります。

第1号議案 「農地法第3条の規定による許可申請について」を審議いたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について説明いたします。

第1号議案の1ページをお開きください。資料につきましてはNo.1をご参照ください。

1枚目が字図、2枚目が位置図と現況写真となっております。1件目です。

整理番号5

申請地 長与町齊藤郷（地番）

地目 畑 面積 306㎡ です。農地区分は、農用地区域 内になります。

申請者は、

譲渡人が、長崎市旭町（地番） （氏名）

譲受人が、長与町齊藤郷（地番） （氏名）

申請目的は、売買による所有権移転です。

価格は、〇〇円。10aあたりの単価は、〇〇円です。

備考欄に記載のとおり、譲渡人は会社員で耕作の意向がなく、申請地の隣地を所有する譲受人が購入して、耕作を行います。作物は野菜を予定しています。

耕作地は2,420㎡。労働力は1人です。市街化調整区域となります。

土地の所在を説明します。2ページをご覧ください。

図面の右下側に（施設名）がございます。（施設名）の西側に位置した、赤色で表示してある場所が、申請地です。なお、農地の正確な形状等につきましては、資料1の1枚目の字図で確認いただければと思います。以上です。

議長 　　ただ今の説明に関連して現地確認を行っていますので推進委員さん説明をお願いします。
谷口 勝久 推進委員

推進委員 　　5月15日水谷会長、崎山職務代理、事務局2名、譲受人の〇〇さん、坂本委員と私の7名
7番 　　で現地確認を行いました。譲受人の畑に行くための道がなく、譲渡人の畑を購入して自分の
ミカン畑に車で行けるようにしたいとの事でした。管理もしっかりされており野菜も作って
おり問題ないと思います。以上です。

議長 　　続きまして担当農業委員さんお願いします。5番 坂本 謙二 農業委員

5番 　　5月15日に先ほどのメンバーで現地を確認しました。(譲受人)は高齢ではありますが、
今回購入する農地の奥に自分の農地を持っています。今までは、あか道を利用して農作業を
していましたが、不便であったため、今回農地を購入して、その一部を車が入るようにして
農作業を楽にしたいとの思いがあるようです。少しでも楽になれば、より長く農作業が出来る
るので、この件については良いことだと思います。以上です。

議長 　　説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

(意見・質問なし)

議長 　　それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。説明のとおり、農地法第3条の規
定による許可申請を許可することについて、農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議が
ない方は挙手をお願いします。

事務局 　　(挙手を確認 議長に報告)

議長 　　挙手された農業委員が過半数を超えていますので、許可することに決定いたします。
続いて2件目をお願いします。

事務局 　　続きまして2件目です。第1号議案の3ページをお開きください。資料につきましては3
ページ～4ページのNo.2をご参照ください。1枚目が字図、2枚目が位置図と現況写真とな
っています。

整理番号6

申請地 長与町平木場郷（地番）

地目 畑 面積 170 m²以下2筆。2筆合計 234 m²です。農地区分は、農用地区域外です。

申請者は、

譲渡人が、長与町平木場郷（地番） （氏名）

譲受人が、長崎市若葉町（地番） （氏名）

申請目的は、贈与による所有権移転です。

備考欄に記載のとおり、譲受人は甥である譲渡人から申請地の贈与を受け、隣接する自己の農地（野菜）と一体的に利用をするとの事です。

耕作地は 330 m²。労働力は1人です。都市計画区域外となります。

土地の所在を説明します。4ページをご覧ください。

図面の左上側に（施設名）がございます。（施設名）の南西側に位置した、赤色で表示してある場所が申請地です。なお、農地の正確な形状等につきましては、資料2の1枚目の字図で確認いただければと思います。以上です。

議長

ただ今の説明に関連して現地確認を行っていますので推進委員さん説明をお願いします。

尾崎 明光 推進委員

推進委員
2番

5月15日9時20分頃、水谷会長、崎山職務代理、事務局2名、山中委員と私、そして行政書士の7名で現地確認を行いました。現地は、譲受人の畑に行く接道がないため、現況は通路に見える部分について今回贈与を受けるということです。譲受人が所有する畑と一体として利用するための贈与となります。今回通路がない所に接道が出来るので良い事だと思いますが、今後の手続きがまだ有るということですので、今後また協議をしていただければ良いと思います。以上です。

議長

続きまして担当農業委員さんお願いします。12番 山中 庄八郎 農業委員

12番

尾崎推進委員から説明があったとおりです。甥とおじの関係でもあるので穏便に収まってくれば良いと思います。以上です。

議長

説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

（意見・質問なし）

議長 それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。説明のとおり、農地法第3条の規定による許可申請を許可することについて、農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

事務局 (挙手を確認 議長に報告)

議長 挙手された農業委員が過半数を超えていますので、許可することに決定いたします。
続いて第2号議案「農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画の意見審議」を審議いたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは第2号議案 農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画の意見審議について説明いたします。第2号議案の1ページをお開きください。1件目です。

整理番号 23

農地中間管理機構から利用権の設定等を受ける者の氏名及び住所は、

(氏名) 長与町斉藤郷 (地番)

農地中間管理機構に利用権の設定等を行う者の氏名及び住所は、

(氏名) 長与町斉藤郷 (地番)

権利対象の土地は、

所在 斉藤郷 (地番)

地目 田 面積 909 m² です。

権利の種類は 賃貸借で、具体的な作物名は 水稻です。

期間は、令和8年8月10日から令和13年8月9日までの5年間です。平成24年から借り入れており、今回5回目の更新となります。年間の借賃は〇〇円で、10aあたりは 〇〇円となります。

土地の所在を説明します。2ページをご覧ください。図面の下側に(施設名)がござい
ます。(施設名)の北西側に位置した、赤色で表示してある場所が、申請地です。以上です。

議長 ただ今の説明に関連して現地確認を行っていますので推進委員さん説明をお願いします。
谷口 勝久 推進委員

推進委員 説明します。5月15日に水谷会長、崎山職務代理、坂本委員、事務局2名と私とで現地を
7番 確認しました。(賃貸人)の田を(賃借人)が借りるとのことです。継続ということで問題ない
と思います。以上です。

議長 続きまして担当農業委員さんお願いします。5番 坂本 謙二 農業委員

5 番 同様に 5 月 15 日に同じメンバーで現地確認をしました。(賃借人)は農業を積極的に行っており、水田に関する機械類も自前で所有しているので問題ないと思います。以上です。

議長 説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

(意見・質問なし)

議長 それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。説明のとおり、「農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画の意見審議」について、農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

事務局 (挙手を確認 議長に報告)

議長 挙手された農業委員が過半数を超えていますので、異議がないことに決定いたします。続いて 2 件目の説明をお願いします。

事務局 続きまして 2 件目です。第 2 号議案の 3 ページをお開きください。

整理番号 24

農地中間管理機構から利用権の設定等を受ける者の氏名及び住所は、

(氏名) 長与町三根郷 (地番)

農地中間管理機構に利用権の設定等を行う者の氏名及び住所は、

(氏名) 長与町三根郷 (地番)

権利対象の土地は、

所在 三根郷 (地番)

地目 畑 面積 612 m² 以下 3 筆。3 筆合計 1,722 m²です。

権利の種類は使用貸借で、具体的な作物名は、野菜です。

期間は、令和 8 年 8 月 10 日から令和 13 年 8 月 9 日までの 5 年間です。三根郷 (地番) と三根郷 (地番) の 2 筆は、平成 28 年から借り入れており、今回 2 回目の更新となります。また、三根郷 (地番) は、令和 6 年から借り入れており、今回 1 回目の更新となります。

土地の所在を説明します。4 ページをご覧ください。

図面の上方に (施設名) がございます。(施設名) のそれぞれ西側、東側、南側に位置した、赤色で表示してある場所が申請地になります。以上です。

議長 ただ今の説明に関連して現地確認を行っていますので推進委員さん説明をお願いします。

田中 光夫 推進委員

推進委員 3番 はい、5月15日午前9時50分頃から水谷会長、崎山職務代理、坂口委員、事務局2名と私とで現地を確認しました。まず、(地番)については、玉ねぎと少しニンニクを植えていて、他の所は雑草がかなり生えていました。そして片方には竹が生えているんですね。そこにタケノコも数本生えていたと思います。次の(地番)は雑草だけでした。そして、(施設名)は約半分が雑林になっていました。このことを鑑みると、(使用借人)に対して何らかの指導をしてもらった方が良いかと思われます。以上です。

議長 続きますして担当農業委員さんお願いします。7番 坂口 吉晴 農業委員

7番 田中さんの説明のとおりで、雑草が生えていたり、あまり耕していないという所もありました。田中委員が話されたとおり、指導と言うことも必要じゃないかと思いました。

議長 説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。事務局から何か追加することありますか、説明いいですか。

事務局 (使用借人)に対して、耕作する意思があるのかどうかを、農地中間管理機構の担当課から聞いてもらうようお願いはしたんですけども、ちょっと本人には確認がとれていません。実際にその現況を見て、その農地をちゃんと耕作するのにふさわしい方かどうかを今の現況で一旦判断をしていただければ良いのかなとは考えています。

議長 私も現地を確認しましたが、継続だから借り受けてるという感覚だろうと思うんですね。使用貸借ですから、無償で管理をしてもらってるっていう感じになると思うんですけども、(地番)の方は、半分竹やぶで、実際に手を入れたという所もない。(地番)も1年放置したような感じでした。ここら辺を確認するように町側にも要請をしたんですが、確認が出来ていないということですね。議案としても非常に危惧をするところがあります。この件について、ご意見・質問はありませんか。山口委員どうぞ。

11番 中間管理の手続きを産業振興課で行うと思うんですが。担当課はノータッチなんですか。

事務局 現状、農地を確認するという事は行っていません。

議長 山口委員ご指摘のように、当然貸し借りの時は担当課が現地を確認してから議案を出すというのが本来の筋だと思います。この辺が、私はちょっと欠如しているのではないかと思います。我々が確認して、危惧をするという報告をしても、その反応が返ってこないということで、我々としてはちょっと不服を感じますね。他にありませんか。尾崎明光委員。

推進委員 2年前に現地を確認したことがあります。その当時から若干竹が入ってきていたと思います。現地を通って見た時も草が生えている状態で、先ほど野菜を植えているとのことでしたが、草がないような状況での管理はほとんどなされていないと思います。(地番)の方ですが、以前から竹あって、一部が畑としてあるという現況です。使用貸人から頼まれてからやっているのかどうかの経緯はわかりませんが、中々農地としては厳しい所だと思います。

議長 この件については、町側が指導をするという前提にこの議案の話をしたと思います。どうでしょうか。柿本委員どうですか。

10番 議案に挙がっている以上は検討する必要があると思うんですが、指導自体を農業委員会で行って行く必要があると思います。というのも(使用借人)に関しては他の所も幾らか荒らしているという話を私も何回か聞いた事がありますので、出来れば手入れをしてもらいたいと思います。

議長 他の農地でも管理の問題がありますので、そういう所も含めて指導をしていくということで、坂口委員、田中委員は、ご足労ですけれども事務局・私たちも含めて指導をしていくということでどうでしょうか。そういうことでよろしいですか。この件について他にご意見・質問はありませんか。

(意見・質問なし)

議長 それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。説明のとおり、「農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画の意見審議」について、農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

事務局 (挙手を確認 議長に報告)

議長 挙手された農業委員が過半数を超えていますので、異議がないことに決定いたします。続いて3件目の説明をお願いします。

事務局 続きまして3件目です。第2号議案の5ページをお開きください。
整理番号25
農地中間管理機構から利用権の設定等を受ける者の氏名及び住所は、
（氏名） 長与町岡郷（地番）
農地中間管理機構に利用権の設定等を行う者の氏名及び住所は、
（氏名） 長崎市西海町（地番）
権利対象の土地は、
所在 岡郷（地番）
地目 畑 面積 406㎡ 以下4筆。4筆合計1,018㎡です。
権利の種類は使用貸借で、具体的な作物名は、果樹です。
期間は、令和8年8月10日から令和13年8月9日までの5年間です。平成28年から借り入れており、今回1回目の更新となります。
土地の所在を説明します。6ページをご覧ください。図面の左側に（施設名）がございます。（施設名）の南東側に位置した、赤色で表示してある場所が申請地になります。以上です。

議長 ただ今の説明に関連して現地確認を行っていますので推進委員さん説明をお願いします。
尾崎 勝文 推進委員

推進委員 5月15日に水谷会長、崎山職務代理、山口委員、事務局2名と私とで現地を確認しました。園地はちゃんと管理されており、前々から（使用借人）が借りられていたということです。私の記憶では、（使用借人）と（使用貸人）は親戚関係だったと思います。そういう関係から貸借があっていると思いますので、何の問題もないと思います。以上です。

議長 続きまして担当農業委員さんお願いします。11番 山口 多美子 農業委員

11番 先ほどの説明のとおり、5月15日に現地を確認しました。現地は（使用貸人）の畑を（使用借人）が無償で借りられていて、きちんと管理されておりましたので、継続ということで問題ないと思います。以上です。

議長 説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

(意見・質問なし)

議長 それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。説明のとおり、「農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画の意見審議」について、農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

事務局 (挙手を確認 議長に報告)

議長 挙手された農業委員が過半数を超えていますので、異議がないことに決定いたします。続いて第3号議案 「令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」について事務局よりお願いします。

事務局 それでは第3号議案「令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況」の公表について説明いたします。

まず、1ページ目については、令和7年4月1日時点の農業委員会の状況を記載しています。次のページⅡ.最適化活動の実施状況について、1.最適化活動の成果目標の(1)農地の集積については、②の今年度の新規集積目標1.3haに対し③実績の今年度の新規集積面積は、2.1ha(R6は0.9ha)となり、目標達成率100.3%となり目標どおりの結果になりました。

その下の(2)遊休農地の発生防止・解消につきましては、令和3年度に発生した緑区分の遊休農地の解消目標面積5.0haと次のページのイ.「新規発生遊休農地の解消」の「前年度に新規発生した緑区分の遊休農地の解消目標面積」が12.9haでしたが、③実績アに記載のとおり緑区分の遊休農地解消面積は、15.6ha(R6は0.6ha)その下のイの前年度に新規発生した緑区分の遊休農地の解消実績面積は、1.4ha(R6は0.8ha)となりました。増加の要因としましては、昨年12月に「非農地判断」を1,602筆174ha実施しましたが、令和3年度に緑区分でB区分となった農地を整理したことによる増加です。

次に、その下の(3)新規参入の促進については、②目標、新規参入者への貸付け等について農地所有者の同意を得たうえで公表する農地の面積の目標0.8haでしたが、次のページ一番上の③実績は、9.5haで、目標を上回る結果となりました。

次にその下、2.最適化活動の活動目標の(2)活動強化月間の設定は3回を目標としていましたが、目標どおりの実績(座談会への出席、農地利用状況調査、非農地判断)としております。

次のページ(3)新規参入相談会への参加については、①目標を2回としていましたが相談会が開催されなかったため実績は0となりました。

一番下ですが、目標を上回る結果となった方が7名(R6が4名)期待どおりの結果となった方が11名(R6が2名)期待を下回る結果の方が3名(R6が14名)となり、昨年度と比べて大幅な改善となりました。全体的に見ても大幅な改善になっていると思います。以上です。

議長

ただ今、事務局から説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

(意見・質問なし)

議長

それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。提案のありました、「令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」について、農業委員の挙手で賛否をとります。この内容に、異議がない方は挙手をお願いします。

事務局

(挙手を確認 議長に報告)

議長

挙手された農業委員が過半数を超えていますので、この内容に決定いたします。これから報告事項に移ります。農地転用専決処分報告書の届出について事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは、報告いたします。農地転用専決処分の報告です。農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出です。

1件目です。報告事項の1ページをお開きください。資料につきましては5ページ目からのNo.3の1枚目と2枚目をご覧ください。1枚目が仮換地指定通知と現況写真、2枚目が仮換地指定図です。高田南土地区画整理事業にかかる転用の届出になります。交換による所有権移転です。

譲受人は、(氏名) 長崎市平野町 (地番)

譲渡人は、(氏名) 長与町高田郷 (地番)、(氏名) 諫早市小船越町 (地番) です。

届出の筆は1筆で、登記地目は畑です。高田郷 (地番)、面積 357 m²

高田南土地区画整理事業の街区としては記載のとおり (街区番号)、面積 163 m²です。

申請日 令和8年5月11日 専決処分の日 令和8年5月15日

続いて2件目です。次のページをお開きください。資料につきましては7ページからのNo.4の1枚目と2枚目をご覧ください。1枚目が仮換地指定通知と街区案内図、2枚目が仮換地指定図と現況写真です。高田南土地区画整理事業にかかる転用の届出になります。売買による所有権移転です。

譲受人は、(氏名)、(氏名) 長与町吉無田郷 (地番)

譲渡人は、(法人名) 長与町吉無田郷 (地番)

届出の筆は1筆で登記地目は畑です。高田郷 (地番)、面積 102 m²

高田南土地区画整理事業の街区としては記載のとおり (街区番号)、面積 71 m²です。

申請日 令和8年5月12日 専決処分の日 令和8年5月15日

以上のとおり、長与町農業委員会事務局の設置及び事務処理等に関する規則第8条の規定により専決処分をしたので報告いたします。

令和8年5月25日 長与町農業委員会 事務局長 荒木 啓二 以上です。

議長 　ただ今事務局から報告がありました。何か尋ねたいことはありませんか。

（お尋ねなし）

議長 　以上で報告事項を終わります。次に行事報告を、事務局お願いします。

事務局 　（令和8年5月行事報告）

議長 　最後に6月の日程について事務局からお願いします。

事務局 　6月の日程ですが、総会を26日（金）の13時30分からはいかがでしょうか。

（異議なし）

議長 　これを持ちまして、本日の総会を終了いたします。